

印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン策定の趣旨

印西市では、印西市安全で安心なまちづくり推進条例（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づき、犯罪を未然に防止するために、市、市民、事業者及び関係行政機関等が連携し、それぞれの役割を分担し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めています。

犯罪の防止には、地域の防犯パトロール活動や通学路等における見守り活動など自主防犯活動を行うことが有効とされています。

しかし、これらの活動には自ずと限界があり、こうした部分を補完するものとして、防犯カメラを設置することは、犯罪に対する抑止効果が働くとともに、犯罪解決に役立つとも言われています。

また一方で、防犯カメラには、不特定多数の人を撮影することによる個人のプライバシーの保護に関する問題もはらんでいますので、防犯カメラの設置に当たっては、適切な手続きにより設置・運用が行われる必要があります。

そこで、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するため、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定するものです。